

太白区デジタルサイネージ設備等仕様書

1. 設備仕様

(1) 本体（デジタルサイネージ）

項目	仕様
サイズ	高さ 2,200mm×幅 2,000mm×奥行 700mm までのサイズとすること。（※アンカーやL字金具等の固定器具を含めたサイズとする。）
色調・デザイン	庁舎の景観を損なわないデザイン・色使いとすること。
本体の区分け (別紙イメージ図参照)	【上部】(床面から 700mm～2,200mm) 本体上部の左側半分を行政利用部分とし、同右側半分について広告掲載部分とする（行政と広告の目的毎に明確な分離を行う）。 【下部】(床面 0mm～700mm) 利用しやすい位置に A4 サイズのパンフレットが収納可能なパンフレットラックを4つ以上設置すること。
安全性への配慮	本体については耐火性を備え、設置においては転倒防止や容易に移動できないような措置を講じること。また衝突時の事故防止の観点から、角部を鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。

(2) 行政利用部分

項目	仕様
機能	行政情報等を発信する表示機能を要すること。また、市側で情報更新を容易にできるような操作性のある仕様であること。
モニターサイズ 及び個数	47 インチ以上のモニターを1個設置すること。 (※それぞれに別な情報を表示できる仕様であること。)
モニター性能	モニターの形式にあわせ 1,920×1,080 ピクセルと同等以上とすること。
配置	行政利用部分の見やすい位置に配置すること

(3) 広告掲載部分

項目	仕様
サイズ	広告掲載面の大きさは行政利用部分のモニターサイズを超えないものとする。 (本体区分けの各境界と適切な余幅を設けること。)
表示方法	モニターまたはパネルのどちらでも選択可能とし、企画者の提案による。ただし、音声は使用しないこと。
広告掲載における 注意事項	「仙台市広告掲載要綱」及び「仙台市広告掲載基準」を遵守し、事前に審査を受けること。

(4) その他

その他の定めない仕様については提案者の企画に基づき、協議調整の上で決定する。